

| | |
|---------|--|
| 1.技 術 | 2.4 その他（資源回収、河川、森林等を含む） |
| 2.事 業 名 | 2.4.34 再生水の工業利用に関する国内審議委員会(H29) |
| 3.キーワード | 再生利用、工業用水、標準化 |
| 4.目的 | <p>本事業は、ISO/TC282/「水再利用」の中で、中国とイスラエルの提案により、平成 28 年 7 月に SC4「再生水の工業利用」が設立されたことを受け、造水促進センターが、国内審議団体を務めているものである。</p> |
| 5.内容、成果 | <p>TC282 全体の国内審議団体は、国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官が務めているが、SC4 の対象範囲が、工場排水の再利用を主体とすることによるものである。国内審議団体としての任務は、SC4 の活動に対する国内の対処方針案(原案作成を含む)の検討・作成、及び日本工業標準調査会(JISC)への提出や、国際標準化活動に関与する日本代表委員の決定などである。</p> <p>平成 29 年度は、委員をお願いしている大学・研究機関、国交省・経産省関係者、関係団体、民間企業等 10 名により、9 月と 1 月の 2 回の国内審議委員会を開催した。委員会では、日本独自の規格開発をめざし別途進めている「再生水の工業利用に関する国際標準化」への理解を得たほか、イスラエルや中国が開発している規格案に対して、合意を得て投票やコメント提出を行った。</p> |
| 6.参照 | 本財団の自主事業 |